

日本共産党吉川市議員団の申し入れに対する回答

1. 日本共産党吉川市議員団が提出した新型コロナウイルス感染症に対する申し入れ書、第一次分(3月30日)、第二次(4月6日)に対する回答

<第一次分>

①: 市民の不安に応えるための「ワンストップ」の「相談窓口」を設置し、そのための相談員の配置を行い、市民に周知すること。

国は雇用調整助成金や新型コロナウイルス感染症特別貸付など支援策を強めていますが、手続きが分かりにくい、煩雑だ、などの声が出ています。市民の疑問に応え、ていねいに対応できる相談窓口とすること。

答: 新型コロナウイルスに関するお問い合わせ内容は多岐にわたっております。すべてに対応する窓口を設置することは困難ですが、速やかに担当部署に繋げるよう心がけております。また、ホームページも随時更新し、市民への適切な情報提供を図ってまいります。

② 医療機関や福祉・介護関連施設等でのマスク、消毒液、使い捨て手袋の不足状況を把握し、市として援助すること。

答: すでに市で確保したマスク及び手指消毒薬について、医療機関や介護施設などへの配布を行っております。

③: 検査体制の充実、発症後の対応、など国・県の責任で医療体制を強化すべく働きかけること。そのため市としても全面的な協力体制をとること。

答: 国・県に置きましても状況の変化に応じた対応に努められていると認識しております。本市としても引き続き国や県と連携を図ってまいりたいと考えております。

④: 地域経済への影響が深刻化しています。個人営業を含め、中小零細企業等の状況把握と市独自の営業保障の検討を行うこと。「外出要請」等を実効あるものとするためにも重要です。

答: 個人事業主を含む中小零細企業等の状況把握につきましては、3月及び4月(現在集計中)にアンケートを実施しており、売上高の減少等、市内事業者の状況把握に努めております。

市内事業者に対する支援につきましては、アンケート調査に合わせ、国の緊急経済対策の周知を行い、融資の相談や申請手続きなど資金繰り支援を行っております。また、市内事業者に対する支援につきましては市内飲食店と連携し、「第2弾 緊急事態子ども応援配食事業」の実施やお弁当のテイクアウト、デリバリー情報を含め、市内事業者の営業状況を市ホームページにて発信しております。

市独自の経済対策につきましては、国や県・他市区町村の動向を注視し、検討してまいります。

⑤: パートタイムなどで働く労働者にも、労働時間の短縮や自宅待機による収入減の不安が広がっています。実態把握と市独自の支援策について検討すること。

答: 労働者の収入の減少等の実態把握については、現段階では調査を行っておりません。

⑥： 国民健康保険税の減免と納付猶予の相談など速やかに応じること。国民健康保険の資格証明発行世帯に対し、ただちに短期の被保険者証を発行するなど対応すること。

答： 国民健康保険税の徴収猶予については、適宜、相談対応を行っています。減免につきましては、国の基準が決まり次第、周知を含め、対応してまいります。

資格証明書発行世帯に対しては、国の運用通知に従い、帰国者・接触者外来の受診時に通常の被保険者証のみなし取り扱いされる旨を案内しています。

⑦： 子どもの新学期開校については、科学的な知見をふまえた合理的な目安に基づき、学校の意向もふまえて対応すること。専門家会議が呼びかける「3つの条件が同時に重なる場」の回避など対策を徹底すること。

答： 定期的に文部科学省から発出されている文書「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&Aの送付について」を各学校に配布し、国が示した基準に基づいて対応するよう各学校に周知徹底しております。臨時校長会では、各学校の実情を踏まえて話し合いを実施し、通知に基づいた適切な対応について、共通認識を深めております。

⑧： 「勉強の遅れが心配」とする声も出ていますが、機械的に授業をふやせば子どもや教員の負担が大きくなります。学校や教員に最大限の裁量を保障し、子どもが楽しみにしている行事を保障し、個々の実情に応じて無理なく遅れを取り戻す計画とすること。

答： 授業時数の確保は喫緊の課題ではありますが、しかし、児童生徒は様々な活動を通して成長することも念頭に、行事のねらいや育成すべき資質や能力をふまえて、各学校とも教育課程の見直しを進めております。

⑨： 一律休校の結果、学校給食が中止となり、生産者や取引業者に損害が発生しています。その損害を補償すべく、国へ働きかけること。

答： 3月2日からの学校給食の休止により、キャンセルができなかった食材につきましては、当市におきましても給食食材納品業者に対して支払いや補償を行うなどの対応をしているところでございます。

学校給食が中止になったことにより、生産者や取引業者に損害が生じていることの補償を国に要望することにつきましては、機会を捉え行ってまいります。

<第二次分>

①： 地域の医師・看護師等医療従事者の協力を得て、発熱した方の受療権を保障する「発熱者専用臨時受診センター（仮称）」を設置すること。

②： 同センターの感染予防策を充実させ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めること。

答： 発熱者等に対して適切な医療を提供し続けるためには、感染が疑われる方への検査体制の充実も重要であることから、県との連携のもと、検査センターの体制整備を検討してまいります。

③ 地域の診療所等医療機関の感染予防対策の充実に向けた支援を行うこと。

答： 既に各医療機関におかれましては、必要な感染予防策が講じられているものと認識しておりますが、マスクや手指消毒薬の不足が懸念されましたことから、市からこれらを配布し、感染予防を支援したところでございます。

④ 専従者、フリーランスを含む個人事業主を傷病手当金の支給対象とするよう、国保条例の改正を行うこと。また、その財政支援を国・県に求めること。

答： 傷病手当金の支給対象者については、国基準に従い、被用者を対象に考えております。

⑤ 今年度の小中学校の学校給食費を無償とすること。

答： 学校給食費につきましては、学校給食法によりその材料費分を保護者の負担とすることが規定されており、当市といたしましてはこれまでどおり保護者に対して負担をお願いする考えでおります。

⑥ 今年度の0歳児から2歳児の保育料を無償とすること。

答： 市では国の緊急事態宣言を受け、保育所に通う保護者に対して登園自粛の要請をさせていただいております。なお、当養成期間中につきましては、特例として登園日数に応じた保育料（日割り計算）とさせていただいております。

現時点では、保育の継続など今後の見通しが難しい状況でございますので、引き続き保育料の取り扱いも含め、国・県の動向に注視してまいります。

2. 新型コロナウイルス対策本部の協議事項と協議内容、決定事項等について

(1) 第1回吉川市新型インフルエンザ等対策本部会議

開催日：令和2年4月7日(火)

議 事：

① 吉川市新型インフルエンザ等対策本部について

緊急事態宣言がされたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第1項の規定に基づき、対策本部を設置する。

② 今後の対応について

種 別	現在までの対応	今後の対応
市主催イベント	4月30日(木)まで中止	5月31日まで中止
公共施設		
屋 内	4月30日(木)まで利用停止 ※窓口業務は実施、図書館も利用可	5月31日まで利用中止 ※窓口業務は実施 図書館は使用停止(4月9日(木))～
屋 外	使用可 ※学校開放(校庭)については、開校から使用可	5月6日(水)まで使用停止 ※学校開放(校庭)については、開校から使用可
小中学校	4月12日(日)まで休業 ※在宅が困難な低学年性は登校可。入学式・始業日(4月8日)は実施	宣言解除(5月6日)まで休業 ※在宅が困難な低学年性は登校可 入学式・始業日は延期
学童保育	通常どおり	4月13日(金)以降の利用について強い自粛要請 ※在宅が困難な児童は利用可
保 育 所	通常どおり	4月13日(金)以降の利用について強い自粛要請 ※在宅が困難な児童は利用可
市主催事業	原則、4月30日(木)まで中止(必要性を十分考慮)	原則、5月31日(日)まで中止(必要性を十分考慮)

(2) 第2回吉川市新型インフルエンザ等対策本部会議

開催日：令和2年4月13日(月)

議 事：①市内在住の感染者発生について(報告)

②今後の対応について

- ・業務継続を考えること
- ・市内事業者等へのサポートを検討すること

(3) 第3回吉川市新型インフルエンザ等対策本部会議

開催日：令和2年4月28日(火)

議 事：①小中学校の休業について

- ・5月31日迄休業延期とする

②屋外公共施設の利用停止について

- ・5月31日まで利用停止とする

3. 4月22日開催された吉川松伏医師会と保健所、吉川市の協議事項と協議内容、決定事項等について

春日部保健所から対応の現状等について情報の提供を受けますとともに、地域におけるPCR検査センターの整備についての協議を行い、設置に向けて継続協議を行うこととなりました。